

◎佐賀県条例第2号

佐賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例の一部を改正する条例

佐賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例（平成29年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>佐賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例</u> （設置）</p> <p><b>第1条</b> 第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営に資するため、<u>佐賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>附 則 <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 略</u> （この条例の失効）</p> <p><u>2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p><u>S S P 育成・S A G A 2 0 2 4 運営基金条例</u> （設置）</p> <p><b>第1条</b> <u>S A G A スポーツピラミッド構想に基づく中学生及び高校生の育成並びに第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営に資するため、S S P 育成・S A G A 2 0 2 4 運営基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。